

重点点検分野に係る 関係府省の自主的点検結果(調査票)

【分野名】生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組

【調査票一覧】

◆環境省

(該当する重点検討項目)

1 生物多様性及び生態系サービスの総合評価(Japan Biodiversity Outlook2:JBO2)・生物多様性及び生態系サービスの経済価値評価	①a)
2 環境経済の政策研究	①a)
3 生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム推進	①a)
4 生物多様性地域戦略の策定促進	①b)
5 経済社会における生物多様性の主流化に向けた国内施策の調査・検討	①b)
6 自然環境調査・整備	①b)
7 生物多様性情報の提供	①b) c)
8 地域連携保全活動の推進・「つなげよう支えよう森里川海プロジェクト」	①c) ②a)
9 「国連生物多様性の10年」推進事業	①c)
10 自然とのふれあいの推進	①c)
11 国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けた生物多様性保全上重要な地域の明確化 (重要里地里山・重要海域・重要湿地)	②a)
12 国立・国定公園の新規指定・大規模拡張	②a)
13 自然再生事業	②a)
14 水質環境基準の検討	②a)
15 水質総量削減状況等モニタリング・第8次水質総量削減の在り方及び総量規制基準の設定 方法に係る検討	②a) b)
16 生態系が有する防災・減災機能の活用を促進するための取組	②b)
17 三陸復興国立公園を核としたグリーン復興プロジェクト	②b)
18 生物多様性分野における気候変動の適応	②b)
19 里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり	②b)
20 里海の創生	②b)
21 名古屋議定書の締結に向けた国内措置の検討	②b)
22 鳥獣保護管理の推進	③a)
23 レッドリスト・レッドデータブックの作成及び改訂	③b)
24 絶滅危惧種保全対策の推進	③b)
25 希少な野生動植物の保護増殖	③b)
26 外来生物法の適切な運用及び外来種対策の主流化に向けた取組	③c)
27 優先度の高い外来種の防除の実施	③c)

【重点検討項目別 施策一覧】

重点検討項目①：生物多様性の主流化に向けた取組の強化

a) 生物多様性及び生態系サービスの価値評価に関する取組

- 生物多様性及び生態系サービスの評価【環境省】
- 環境経済の政策研究【環境省】
- 生物多様性及び生態系サービスの経済価値評価【環境省】
- 生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム推進【環境省】

b) 生物多様性に配慮した事業活動の推進や経済的手法も含めた主流化の推進のための取組

- 生物多様性地域戦略の策定促進【環境省】
- 経済社会における生物多様性の主流化に向けた国内施策の調査・検討【環境省】
- 自然環境調査・整備【環境省】
- 生物多様性情報の提供【環境省】
- 広報・教育・普及啓発や生物多様性に配慮した製品などの普及等による個人のライフスタイルの転換に向けた取組
- 地域連携推進活動の推進、「つなげよう支えよう森里川海プロジェクト」【環境省】
- 「国連生物多様性の10年」推進事業【環境省】
- 自然とのふれあいの推進【環境省】
- 生物多様性情報の提供【環境省】※再掲

重点検討項目②：生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保全管理と生態系サービスの利用

a) 国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けた生物多様性の保全上重要な地域等の保全・再生に向けた取組

- 国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けた生物多様性保全上重要な地域の明確化(生物多様性の保全上重要な里地里山・重要海域・重要湿地)【環境省】
- 地域連携推進活動の推進(「つなげよう森里川海プロジェクト」)【環境省】※再掲
- 国立・国定公園の保全及び活用の推進【環境省】
- 自然再生事業【環境省】
- 水質環境基準の検討【環境省】
- 総量削減状況等モニタリング及び第8次水質総量削減の実施に向けた検討【環境省】

b) 生態系が有する防災・減災機能の活用や再生可能エネルギーの利用、生物多様性に配慮した農林水産業の振興等の生態系サービスの持続的利用を促進するための取組

- 生態系の有する防災・減災機能の活用【環境省】
- 三陸復興国立公園を核としたグリーン復興プロジェクト【環境省】
- 気候変動の影響への適応計画の策定【環境省】
- 里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり【環境省】
- 里海の創生【環境省】
- 名古屋議定書の締結に向けた国内措置の検討【環境省】
- 総量削減状況等モニタリング及び第8次水質総量削減の実施に向けた検討【環境省】※再掲

重点検討項目③：野生生物の保護管理と外来種対策の加速

a) 野生鳥獣の保護及び管理の推進に向けた取組

○鳥獣保護管理の推進【環境省】

b) 絶滅のおそれのある野生生物種の保全に向けた取組

○レッドリスト・レッドデータブックの作成及び改訂【環境省】

○絶滅危惧種保全対策の推進【環境省】

○希少な野生動植物の保護増殖【環境省】

c) 防除の優先度の高い外来種の制御または根絶に向けた取組

○外来生物法の適切な運用及び外来種対策の効果的な推進【環境省・農林水産省・国土交通省】

○優先度の高い外来種の防除の実施【環境省】

**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	1-1	府省名	環境省
重点検討 項目番号	①	検討内容の 詳細記号	a)
施策等の名称	生物多様性及び生態系サービスの総合評価(Japan Biodiversity Outlook 2:JBO2)		
施策等の目的・概要	我が国における生物多様性及び生態系サービスの現状等を国民に分かりやすく伝え、生物多様性保全に係る各主体の取組を促進するとともに、政策決定を支える客観的情報として活用することを目的とし、平成22年に発行した生物多様性総合評価JBO の後継業務として、平成26～27年度に総合評価を実施した。		
施策等の実施状況・効果	わが国における過去50年間の「生物多様性の損失の要因」、「生物多様性の損失への対策」、「生物多様性の損失の状態」、「人間の福利と生態系サービスの変化」を評価した。		
施策等の予算額 (千円)	平成26年度(執行ベース): 10,476千円	平成27年度(執行ベース): 14,040千円	平成28年度(当初予算): 無し
今後の課題・方向性等	政策上の課題(生物多様性の保全と持続可能な利用の実現に向けた課題)及び研究上の課題(生物多様性及び生態系サービスの評価における課題)が明らかにされたので、これらに取り組むとともに、とりわけ次期生物多様性国家戦略の策定等に反映される可能性がある。		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応			

**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	1-2	府省名	環境省
重点検討 項目番号	①	検討内容の 詳細記号	a)
施策等の名称	生物多様性及び生態系サービスの経済価値評価		
施策等の目的・概要	様々な主体が生物多様性及び生態系サービスの価値を認識し、その保全や利用に際して適切な意思決定が行われることを促進するため、生物多様性及び生態系サービスの経済価値評価を検討する。		
施策等の実施状況・効果	平成26-27年度は、全国里地里山の生物多様性の経済的価値の評価を算出した。また、平成27年度は、これらの経済的価値評価の手法を、環境省施策や企業の生物多様性保全に関する貢献活動の評価へ活用するための方策について検討を行った。		
施策等の予算額 (千円)	平成26年度(執行ベース): 4,644千円 平成27年度(執行ベース): 6,480千円 平成28年度(当初予算): 50,000千円の内数		
今後の課題・方向性等	生物多様性及び生態系サービスの経済価値評価については、TEEBや既存研究などによりその手法について整理がされているが、我が国においてはまだ評価事例が少ないため、評価事例を積み上げていくことが重要である。また、今後は、経済的な価値を評価するだけでなく、評価した結果を政策や企業の事業活動における意思決定や経済的手法を用いた新たな制度設計の検討などに活用していくことが求められる。		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応			

**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	2	府省名	環境省
重点検討 項目番号	①	検討内容の 詳細記号	a)
施策等の名称	環境経済の政策研究		
施策等の目的・概要	<p>環境と経済が調和した持続可能な社会の実現を目的として、環境保全の取組が経済をどのように発展させていくのか、経済動向が環境にどのような影響を与えるのか等について、調査分析し、環境と経済の調和のための方策やこれを実現するための戦略的な環境政策に関する研究事業を推進している。</p> <p>このうち、生物多様性及び生態系サービスの価値評価に関しては、第Ⅱ期(平成24～26年度)の研究課題が終了し、第Ⅲ期(平成27～29年度)の研究課題①「我が国における自然環境施策の社会経済への影響評価分析に関する研究(研究代表者:京都大学 栗山浩一教授)」及び研究課題②「生態系サービスの定量的評価及び生態勘定フレームワーク構築に向けた研究(研究代表者:神戸大学 佐藤真行准教授)」を実施している。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>平成26年度は第Ⅱ期「我が国における効果的な生物多様性の経済価値評価手法及び経済価値評価結果の普及・活用方策に関する研究(研究代表者:京都大学 栗山浩一教授)」のこれまでの研究成果をとりまとめ、生物多様性の価値評価に有効な手法をさらに洗練化するとともに、実証研究によってその有効性を検討した。</p> <p>平成27年度は、第Ⅲ期を開始し、下記について実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(研究課題①)大雪山におけるヒグマ対策や登山道整備のための財源確保目的とした募金等の利用者負担のあり方の分析を行うため、アンケート調査及び経済実験を行った。また、奄美大島の世界遺産指定及び国立公園入域料導入が行われた場合の、全国の国立公園の訪問者数への影響について、分析を行った。 ・(研究課題②)森林の生態系サービスを対象とし、生態系勘定フレームワーク構築に向けた検討を行った。 		
施策等の予算額 (千円)	<p>平成26年度(執行ベース):16,402千円</p> <p>平成27年度(執行ベース):22,040千円(見込み)</p> <p>平成28年度(当初予算):193,771千円の内数</p>		
今後の課題・方向性等	<p>第Ⅱ期の結果を活かし、奄美の国立公園化による経済価値評価の変化等を分析するとともに、国立公園における入域料徴収による利用動態の変化やより効果的な徴収方法等を検討し、平成27年度に施行した地域自然資産法の運用に活かす。また、国際的に議論が進んでいる生態系勘定のフレームワークの検討を進めていく。</p> <p>引き続き、経済価値評価の手法だけでなく、経済価値評価の施策等の活用促進を図っていく。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応			

**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	3	府省名	環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策 プラットフォーム推進		
施策等の目的・概要	<p><施策の目的> 生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム(IPBES)は、生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化する政府間のプラットフォームとして、2012年4月に設立された。本枠組みに基づき、日本国内において国内連絡会を整備し、国内専門家・関係省庁間の情報交換・共有し、多領域(生態学、社会・経済学、コミュニティ・伝統的知識等)の知見から、生物多様性と生態系サービスの評価・予測を行い、政策立案に資する。また、地球環境戦略研究機関(IGES)に設置されたIPBES技術支援機関が作成する「アジア・オセアニア地域における生物多様性及び生態系サービスの評価報告書」の作成支援をする。</p> <p><施策の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> [1] 自然科学、社会科学の専門家から構成する国内連絡会を設置し、各種の情報基盤(社会・経済的変動予測、温暖化の評価・予測等)を活用して、生物多様性・生態系サービスの評価・予測を行う。 [2] 既存の観測データ、調査結果を収集・統合し、生物多様性・生態系サービスの評価・予測に資するための情報基盤を整備する。 [3] 生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム(IPBES)、地球規模生物多様性情報機構(GBIF)の会議へ専門家を派遣し、評価・予測の進捗や成果を公表する。[4]「アジアオセアニア地域における生物多様性及び生態系サービスの評価報告書」作成の技術支援機関である 		
施策等の実施状況・効果	本業務は平成25年度より実施している。平成27年度は、IPBES第4回総会や関連する専門家会合への専門家派遣および報告会の開催、総会への対応のための専門家ヒアリングや文書分析、総会での会議録作成等を行い、同内容を報告書としてまとめた。		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): 12,058 平成27年度(執行ベース): 24,450 平成28年度(当初予算): 40,785		
今後の課題・方向性等	今後はIPBES第2回総会で採択された「IPBES作業計画案2014-2018」に則り引き続き、各会合への専門家派遣等の取り組みを通して、国内の知見や研究成果を活かし国際的な議論を主導する。		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応			

**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	4	府省名	環境省
重点検討 項目番号	①	検討内容の 詳細記号	b)
施策等の名称	生物多様性地域戦略の策定促進		
施策等の目的・概要	生物多様性の保全と持続可能な利用の実現には、地域の理解と多様な主体による取組が不可欠なことから、地域の特性に応じた取組が進むよう、生物多様性基本法第13条では地方自治体が生物多様性地域戦略を定めることを努力義務として規定し、手引きの作成配布や支援事業(制度は平成25年度に廃止)により、地域戦略の策定を支援。		
施策等の実施状況・効果	H28年3月時点で生物多様性地域戦略を策定している地方自治体は、39都道県(全47都道府県の83%)、15政令指定都市(全20市の75%)、53市区町村(全1,721市区町村の3.1%)となっており、都道府県、政令指定都市ではおよそ8割前後すでに策定済みとなっている。前回点結時(H26年3月時点)からの伸び率は、都道府県で約26%(31→39都道府県)、市区町村約55%(44→68市区町村)である。平成27年3月には、奄美大島の5市町村が、全国で初めて共同で地域戦略を策定した。なお、策定の支援事業は、平成26年度に25年度からの継続事業のみ実施して終了している。		
施策等の予算額 (千円)	平成26年度(執行ベース):23,860千円 平成27年度(執行ベース):地域戦略策定に係る支援は廃止され、予算措置なし 平成28年度(当初予算):予算措置なし		
今後の課題・方向性等	生物多様性国家戦略2012-2020では、行動計画のなかで、平成32年までにすべての47都道府県が地域戦略を策定することを目指しており、今のところ平成30年までにはすべての都道府県で検討が行われる見込みとなっているが、策定予定年度がずれ込んでいる例もいくつか見られることから、更なる働きかけや情報提供を図っていく。また、市区町村を含め、更なる策定促進を図るためにには、策定後にどのように活用されているかの情報を収集分析し、地域戦略策定のメリットをアピールしていく必要がある。これは、すでに策定済みの自治体のうち、取組が停滞している場合にも、取組活性化に効果があるものと考える。		
第2回点検(平成26年)で指摘のあつた「今後の課題」への対応	(特に該当なし)		

**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	5	府省名	環境省						
重点検討 項目番号	①	検討内容の 詳細記号	b)						
施策等の名称	経済社会における生物多様性の主流化に向けた国内施策の調査・検討								
施策等の目的・概要	<p>愛知目標の達成に向け、経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るべく、多くの業種に共通する一般的な指針である「生物多様性民間参画ガイドライン」(平成21年度発行)の普及を図るほか、国内外の先進的な取組事例を収集し、経済社会を構成する事業者や消費者に必要とされる具体的な取組を促すとともに、事業者や消費者の行動を促進するために必要な措置を検討しつつ、情報発信や普及啓発を図る。</p>								
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度は、事業者や事業者団体等の先進的・模範的な取組事例を収集したほか、意見交換会においてビジネスセクターが目指すべき将来像や各主体に期待される取組例を取りまとめ、これらの結果を冊子「生物多様性に関する民間参画に向けた日本の取組」及び別冊事例集に取りまとめて情報発信した。また、事業者の取組を促進する上で重要な役割を担う事業者団体を対象に、生物多様性に関する行動指針作成等を促進するための方策について検討を行った。さらに、生物多様性条約第12回締約国会議(COP12)をはじめ国際的な動向を把握して情報発信した。 ・平成27年度は、事業者の民間参画を促進するためのシンポジウムを全国3カ所で開催し、先進的な取組事例等の情報提供を行った。また、先進的な取組を行う企業だけでなく、業界全体での取組の底上げを図るために、前年度の検討を踏まえ「生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた事業者団体向け手引き(草案)」の作成や、事業者団体向けのシンポジウムを開催したほか、事業者団体の生物多様性に関する行動指針策定等の取組を促進するためのモデル事業を実施(日本製紙連合会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人日本旅行業協会及びNPO法人日本エコツーリズム協会)し、事業者団体への支援を行った。モデル事業を実施した結果、参画した団体において、生物多様性の検討主体の立ち上げや、行動計画の改定案の作成等、各団体で進捗が見られた。 ・これらの取組の結果、愛知目標の達成に貢献するプロジェクトを登録する「にじゅうまるプロジェクト」の登録件数のうち、主に事業者や事業者団体によるものが年々着実に増加するなど、効果を確認している。(平成25年度末時点43件、平成26年度末時点72件) ・平成28年度は、引き続き「生物多様性民間参画ガイドライン」や「生物多様性に関する民間参画に向けた日本の取組」の普及による事業者の取組の促進や事業者団体の取組支援を行うほか、策定から約7年が経過する同ガイドラインについては、有識者、事業者等の意見を聞きつつ改訂の検討を行う。 								
施策等の予算額 (千円)	<table border="0"> <tr> <td>平成26年度(執行ベース):</td><td align="right">8,640千円(54,149千円の内数)</td></tr> <tr> <td>平成27年度(執行ベース):</td><td align="right">9,612千円(50,000千円の内数)</td></tr> <tr> <td>平成28年度(当初予算):</td><td align="right">(45,000千円の内数)</td></tr> </table>			平成26年度(執行ベース):	8,640千円(54,149千円の内数)	平成27年度(執行ベース):	9,612千円(50,000千円の内数)	平成28年度(当初予算):	(45,000千円の内数)
平成26年度(執行ベース):	8,640千円(54,149千円の内数)								
平成27年度(執行ベース):	9,612千円(50,000千円の内数)								
平成28年度(当初予算):	(45,000千円の内数)								
今後の課題・方向性等	<p>当該施策は、平成23年度から実施しており、上記のとおり、愛知目標の達成に貢献する事業者や事業者団体によるプロジェクトが年々着実に増加するなど、効果が出ている。引き続き、先進的・模範的な取組事例の収集等を行い、「生物多様性民間参画ガイドライン」と併せて普及を進めることで、個々の事業者によるサプライチェーンも考慮した自主的な取組の促進を図るとともに、事業者団体の取組支援を行うほか、策定から約7年が経過する同ガイドラインの改定検討を行う。</p>								
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応									

**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	6	府省名	環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	自然環境調査・整備		
施策等の目的・概要	<p>我が国の生物多様性の保全を積極的に推進し、世界の生物多様性の保全に貢献することを目的に自然環境保全基礎調査を始め、全国レベルにおいて様々な基礎的な調査を実施し、そこから得られた情報をデータベース化することで蓄積・管理している。</p> <p>【自然環境保全基礎調査】 一般に「緑の国勢調査」と呼ばれ、陸域、陸水域、海域の各々の領域について国土全体の状況を把握し、自然環境保全法の施策を推進するための基礎資料とすることをねらいとして昭和48年度より実施してきた調査。</p> <p>【いきものログ】 全国の多様な主体に散在する生物多様性情報をそれぞれが登録し、データベース化してインターネット上で共有・公開するシステム、データベースを検索・閲覧出来るほか、市民参加型調査を実施する機能も備えている。</p> <p>【重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)】 全国の多様な生態系にある約1000箇所の調査サイトにおいて、生態系の指標となる動植物や基礎的な環境の情報を100年以上の長期にわたって蓄積することにより、生態系の劣化を早期に捉え、適切な自然環境保全施策に資することを目的として、平成15年度から実施してきた調査。</p> <p>【鳥類標識調査】 鳥類の渡りの実態や寿命等の生態を解明することを目的として、鳥類に足輪等の標識を装着し放鳥することで個体識別を行い、再捕獲等による個体の確認情報を記録する調査。わが国では1924年に開始され90年以上にわたって実施しており、長期間のデータの蓄積が進んでいる。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【自然環境保全基礎調査】近年は、植生調査・沿岸域変化状況等調査に注力している。</p> <p>【植生調査】 平成11年度より、従来の5万分の1植生図からより精度を上げた2万5千分の1植生図への全面改訂に着手している。平成26年度は国土の約4%分、平成27年度は国土の約4%分の整備を完了した。平成28年度は、国土の約3%分を整備し、これによって全国の約80%の地域の整備が完了する予定である。</p> <p>【沿岸域変化状況等調査】 平成22年度から泥浜・砂浜の変化状況等を把握することを目的として実施している。平成26年度は約650km、平成27年度は約360kmの海岸域を調査し、全国の海岸のうち約84%を終了した。</p> <p>【いきものログ】 平成25年10月より供用を開始し、現在までに環境省や地方公共団体、研究機関などが管理している約630万件の生物多様性情報が登録、データベース化され、これらはインターネット上で公開されている。また、「しおかぜ自然環境調査」などの市民参加型調査を実施した。</p> <p>【重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)】 10の生態系タイプで調査サイトを設置し、調査を継続している。これまで、シギ・チドリ類調査(142サイト)ではシロチドリ等の減少傾向、里地調査(191サイト)ではノウサギ、テン等の減少傾向や外来種の分布拡大、ガンカモ類調査(80サイト)ではシジュウカラガン等の増加傾向、高山帯調査(5サイト)ではハイマツ年枝伸長量の増加傾向を検出する等、生態系の変化に係る情報が蓄積されつつある。得られた知見は随時ウェブサイト等を通じ公表するとともに、行政施策への活用促進等を目的として生態系毎に5年に一度のとりまとめを行っている(直近では、平成25-26年度に全分野でとりまとめ・公表済)。</p> <p>【鳥類標識調査】 1961年以降に標識放鳥された鳥の数は2014年には545万羽を超え、平成26年は約15万羽を放鳥している。長期間にわたって蓄積されたデータは渡りの実態や生態の解析などに用いられ、外来鳥類の分布状況の解析等にも活用されている。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): 742,232 平成27年度(執行ベース): 818,955 平成28年度(当初予算): 572,761		
今後の課題・方向性等	<p>【自然環境保全基礎調査】</p> <p>【植生調査】 2万5千分の1植生図作成業務は、平成28年度末で国土の約80%の地域の整備が終了する予定となっている一方、調査期間が限定される地域や急峻な山岳地帯の多い地域等では、整備が遅れていることから、重点的に整備を行うこととしている。</p> <p>【沿岸域変化状況等調査】 調査がまだ行われていない16%の海岸域調査を実施し、泥浜・砂浜の変化状況等を把握する。</p> <p>【いきものログ】 地方公共団体が管理するデータを収集し、一般参加者の増加を図る。</p> <p>【重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)】 調査成果が専門的で分かりにくく行政施策などへの活用が難しいことから、より活用しやすいようなとりまとめを行う必要がある。また、里地、鳥類など市民参加型の調査を行っている分野では、調査員の高齢化などにより調査体制の維持が将来的に困難となるサイトが増えていることから、新規調査員の獲得を進めていく必要がある。</p> <p>【鳥類標識調査】 今後も調査を継続することにより、渡り等の実態や生態、種の分布情報等に資するデータを蓄積し、各種解析に活用していく。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応	これら一連の調査の推進によるデータの収集・発信は、P117L9「～その基盤となる調査研究(中略)のさらなる充実」や、P117L15「～早急に科学的知見を蓄積する(後略)」という課題への対応に資すると思われる。		

**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	7	府省名	環境省
重点検討 項目番号	①	検討内容の 詳細記号	b), c)
施策等の名称	生物多様性情報の提供		
施策等の目的・概要	<p>我が国の生物多様性の保全を積極的に推進し、世界の生物多様性の保全に貢献することを目的に、生物多様性センターにおいて収集され蓄積・管理されている情報をデータベース化し、広く提供している。</p> <p>【生物多様性情報システム(J-IBIS)】 J-IBISは、我が国の生物多様性や自然環境に関する情報を収集し、広く提供するためのシステムであり、自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000の成果、また調査成果等のGISデータを提供しており、生物多様性や自然環境に関する総合データベースとして活用されている。</p> <p>【いきものログ】 全国の多様な主体に散在する生物多様性情報をそれぞれが登録し、データベース化してインターネット上で共有・公開するシステム。データベースを検索・閲覧出来るほか、市民参加型調査を実施する機能も備えている。</p> <p>【インターネット自然研究所】 インターネット自然研究所は、全国各地の様々な自然情報を幅広く提供し、生物多様性保全活動に対する理解を増進させ、関心を喚起させることを目的としており、自然環境学習の教材としても利用できるシステムである。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【生物多様性情報システム(J-IBIS)】 平成24年度は、各種成果の電子化を進め、提供を行った。平成25年度は、GISデータの充実を図るとともに、GISデータを閲覧できるソフトウェアを作成し提供を行った。平成26年度は、GISデータの提供をより一層進めた。また、機能強化を図った次世代システムの設計を行った。平成27年度は次世代システムに移行し、他システムとのサーバの統合を行うとともに、WebGIS等情報提供機能の強化を行った。</p> <p>【いきものログ】 平成25年10月より供用を開始し、現在までに環境省や地方公共団体、研究機関などが管理している約630万件の生物多様性情報が登録、データベース化され、これらはインターネット上で公開されている。また、「しおかぜ自然環境調査」などの市民参加型調査を実施した。</p> <p>【インターネット自然研究所】 平成24年度は、人気コンテンツである国立公園・野生生物ライブ映像において、ライブカメラを4台増設した。 平成25年度は、ユーザにとってより安全に使いやすいウェブサイトとするために、ウェブサイトの改修及びセキュリティ強化を行った。平成26年度は、ライブカメラの増設など、コンテンツの充実を進めた。平成27年度はコンテンツの充実及びユーザビリティの向上を行った。</p>		
施策等の予算額 (千円)	<p>平成26年度(執行ベース):168,238</p> <p>平成27年度(執行ベース):159,375</p> <p>平成28年度(当初予算):132,899</p>		
今後の課題・方向性等	<p>【生物多様性情報システム(J-IBIS)】 GISデータ等提供データの更なる拡充を図る。</p> <p>【いきものログ】 地方公共団体が管理するデータを収集し、一般参加者の増加を図る。</p> <p>【インターネット自然研究所】 ユーザビリティの更なる向上を図る。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応			

**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	8	府省名	環境省
重点検討 項目番号		(①c) ②a)	
施策等の名称	地域連携保全活動の推進・「つなげよう支えよう森里川海プロジェクト」		
施策等の目的・概要	<p>地域における多様な主体が連携した生物多様性の保全のための活動を促進するため、 ①活動のための体制整備が不十分な地域において、地域の特性に応じた活動を行うための情報の充実や理解の向上を図り、生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動協議会の設立への気運醸成・支援を図る。 ②多様な地域・空間で取り組まれている活動や、多様な主体との連携により地域の活性化につながっている活動の優良事例、協議会の活動や多様な主体による連携・協力のあっせん等を行う地域連携保全活動支援センターの活動に関連する情報を収集・分析して全国へ発信する。 ③地域における森里川海を豊かに保ち、その恵みを将来世代にひきつぐ取組を推進とともに、これらの取組を国民全体で支える社会づくりを目指し、「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトを推進する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> 市民や企業、NPO/NGO及び自治体を対象とした生物多様性地域セミナーを平成26年度に全国3箇所で実施した。 平成25年度以降、生物多様性地域連携促進法に基づく協議会が設立され、全国12箇所で地域連携保全活動計画が作成されるとともに、全国11箇所で支援センターが設置された。 平成26年度及び平成27年度に地方自治体間での意見交換会の開催を行った(計2回)。 生物多様性及び生物多様性地域連携促進法に関するウェブサイトにおいて、これらの情報を発信した。 つなげよう、支えよう森里川海プロジェクトにおいて、中間とりまとめの作成及び公開シンポジウムを行うとともに、普及啓発にむけ全国約50箇所でリレーフォーラムの開催、ウェブサイトやパンフレットを通した情報発信等を行った。 		
施策等の予算額 (千円)	平成26年度(執行ベース):13,916千円の内数 平成27年度(執行ベース):77,471千円 平成28年度(当初予算):85,000千円		
今後の課題・方向性等	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動計画の作成や地域連携保全活動支援センターの設置は、施行後、年々増加しており、全国的に取組が進展している。ただし、地域連携保全活動計画の作成については、予算的な支援がないため、計画策定の動きが鈍化していることから、ウェブサイトによる情報発信や地方自治体間で情報交換ができる意見交換会を開催することにより、引き続き、全国各地で取組が進むよう努める。 また、本法附則第3条第1項に基づき、施行5年後(平成28年度)において、施行状況を評価し、見直しの必要性についての検討を行う。 つなげよう、支えよう森里川海プロジェクトにおいて、森里川海をつなぎ持続的にその恵みを得られるような管理のあり方を経済・社会システムに組み込むことを目指し、先進的な地域と連携し、具体的な手法と仕組みづくりの検討を進める。 		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	生物多様性及び生物多様性地域連携促進法に関するウェブサイトにおいて、これらの情報発信するとともに、自治体間で情報交換ができる意見交換会を開催し、全国各地での取組が進むよう情報の提供・共有に努めた。		

**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	9	府省名	環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	c)
施策等の名称	「国連生物多様性の10年」推進事業		
施策等の目的・概要	国連では愛知目標の実現に向けた取組を強化するため、2011年から2020年までの10年間を「国連生物多様性の10年」と定めており、また、日本は生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)議長国として、COP10の成果である愛知目標の実現に率先して取り組んでいくことが国際的に求められている。愛知目標を実現するためには、国内のあらゆるセクターや地域が参画・連携し、継続的に取り組んでいくことが必須であるため、国内の主要なセクターの参画を得た「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」を設立し、各セクターの取組やセクター間の連携を促進するとともに、各取組の進捗状況を評価・検証し、国内外に発信することで、生物多様性の主流化を目指し、愛知目標の実現を着実に推進していく。		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年9月から、国内の主要なセクターの参画を得た「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」の活動等を通じ、各セクター間の連携を促進しつつ、各年度においてトピックとなるテーマに関する事業を実施・促進している。 ・平成27年度は、滋賀県で全国ミーティングを開催した。 ・国連生物多様性の10年や生物多様性に関する日本の取組について普及啓発を行うための資料・広報ツール等を制作している。 ・国連生物多様性の10年の中間年にあたり、UNDB-Jのこれまでの取組の成果と課題を中間評価としてとりまとめた。また、後半5年間のUNDB-J及び委員の目標と具体的取組をまとめたロードマップ作成に向けて、UNDB-Jの運営部会や幹事会、中間年フォーラム等にて幅広く意見交換を実施した。 ・平成27年度までに79件の推奨する連携事業を認定した。 		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):15,525千円 平成27年度(執行ベース):15,452千円 平成28年度(当初予算): 14,838千円		
今後の課題・方向性等	当該施策は平成23年度より実施しており、自治体や企業の取組、推薦図書の普及、推奨する事業の認定、イベント等への出展等、活動が拡大の傾向にあり、一定の成果が得られている。 一方で、委員の取組を通じた主流化の一層の促進、セクター間の連携の強化、社会的発信力の強化、2020年のゴールイメージ等の課題があつたため、それらを平成27年度に中間評価としてまとめた。平成28年度中に中間評価としてまとめた課題と今度の方向性をもとに、後半5年間のロードマップを作成し、更なる取組の促進を図っていく。		
第2回点検(平成26年)で指摘のあつた「今後の課題」への対応			

**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	10-1	府省名	環境省			
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	c)			
施策等の名称	自然とのふれあいの推進					
施策等の目的・概要	生物多様性の保全についての普及啓発を推進するため、優れた自然環境を有する自然公園等をフィールドとした情報発信を行い、日本の自然環境のすばらしさをPRとともに、国民が自然環境への理解を深め、自然とふれあうための情報を提供する。					
施策等の実施状況・効果	<p>より多くの国民に、自然とふれあう機会を提供できるよう、自然体験イベント等に関する情報収集を行い、自然大好きクラブホームページでの情報発信を行っている。</p> <p>平成26年度のHPによる自然ふれあいイベントの情報提供は3,820件であった。 平成27年度のHPによる自然ふれあいイベントの情報提供は5,724件であった。</p>					
施策等の予算額(千円)	<table border="0"> <tr> <td>平成26年度(執行ベース) : 3,985</td> </tr> <tr> <td>平成27年度(執行ベース) : 5,334</td> </tr> <tr> <td>平成28年度(当初予算) : 4,500</td> </tr> </table>			平成26年度(執行ベース) : 3,985	平成27年度(執行ベース) : 5,334	平成28年度(当初予算) : 4,500
平成26年度(執行ベース) : 3,985						
平成27年度(執行ベース) : 5,334						
平成28年度(当初予算) : 4,500						
今後の課題・方向性等	引き続き、ホームページ等による情報発信の充実を図り、自然とふれあう機会の増加に努める。					
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応	自然とふれあいの体験の充実を図るため、全国の自然学校の情報を取りまとめ、ホームページへの掲載に向けた作業を行った。					

**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	10-2	府省名	環境省
重点検討 項目番号	①	検討内容の 詳細記号	c)
施策等の名称	自然とのふれあいの推進		
施策等の目的・概要	<p>生物多様性の保全についての普及啓発を推進することの一環として、国立公園等における自然体験活動を通じて、地域の自然に理解を示し、自然への畏敬の念及び動植物などの命の尊さや自然の恩恵に対する認識を持つよう、活動の機会を提供する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>自然に対する理解、自然環境保全の重要性、自然保護思想の普及などを図るために、重点推進期間「みどりの月間（4月15日～5月14日）、自然に親しむ運動期間（7月21日～8月20日）、全国・自然歩道を歩こう月間（10月1日～31日）」を中心に広報による啓発を図るとともに、国民に自然とのふれあいの機会を広く提供した。 さらに、子どもの自然体験活動を促進するため、各地方環境事務所において「子どもパークレンジャー事業」を実施した。</p> <p>《重点推進期間中に実施した行事数》 平成26年度：186件 平成27年度：148件</p> <p>《子どもパークレンジャー事業の実績》 平成26年度：515名 平成27年度：約900名</p>		
施策等の予算額 (千円)	<p>平成26年度(執行ベース)：2,087 平成27年度(執行ベース)：10,050 平成28年度(当初予算)：10,056</p>		
今後の課題・方向性等	引き続き、自然とのふれあい活動の推進を図り、自然に対する理解や自然保護意識の浸透を図る。		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応	—		

**「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	11	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けた生物多様性保全上重要な地域の明確化 (重要里地里山・重要海域・重要湿地)		
施策等の目的・概要	<p>日本の豊かな生物多様性とその恵みを持続的に次世代に継承するためには、将来にわたって生物多様性が確保される国土を実現する必要。</p> <p>このため、生物多様性保全上重要な生息・生育地等をその価値とともに明らかにした上で、生物多様性の保全の核になるこれらの地域を有機的につなぐことにより、国土の生態系の骨格となる生態系ネットワークを構築し、これを維持する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性保全上重要な里地里山(500箇所)の選定 社会構造が変化し、人口減少が進む中、すべての里地里山に人手をかけて、かつてのように保全していくことは困難であり、保全すべき対象とその将来像を明確にし、対策を講じていくことが重要な課題となっている。このため、国土の生物多様性保全の観点から重要な里地里山を明らかにし、多様な主体による保全活用の取組が促進されることを目的として選定するもの。 平成27年12月に生物多様性保全上重要な里地里山500箇所を選定し、環境省のウェブサイトで公表した。現在ウェブサイトによる公表等を通じて、多様な主体による保全活用の実行性を高める取組の促進・拡大に活用されている。また、地域における農産物のブランド化や観光資源などにも、広く活用されている。 ○重要海域 野生生物の生息や繁殖にとって重要な地域などに着目して抽出した、生物多様性の観点から重要度の高い海域を元に、今後の海洋保護区の充実及びネットワーク化の推進に資するための検討を実施する。 ○重要湿地 平成26年度は有識者による検討会を3回実施し、選定の考え方の整理や重要湿地の抽出を行い、平成27年度は抽出したものについて公表に向け関係する地方公共団体と希少種情報の記載等について調整を図っており、平成28年度に公表する予定である。 		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):25,486 の内数 平成27年度(執行ベース):30,074 の内数 平成28年度(当初予算):33,779 の内数		
今後の課題・方向性等	<ul style="list-style-type: none"> ○国土レベル及び広域レベルでの生態系ネットワークのグランドデザインについて、次期国土形成計画への反映を視野に検討すること、また、生態系ネットワークの核となる生物多様性保全上重要な地域の自立的な管理体制を構築するため、地元の企業や都市域等との連携により地域資源の活用と地域振興のモデルを構築する必要がある。 ○重要里地里山については、引き続き、ウェブサイトやパンフレットの作成等による広報を進めることにより、地域における農産物等のブランド化や観光資源に活用できるものと考えている。 ○重要海域については、海洋保護区の設置や拡大をはじめとする各種施策を展開するため、抽出された重要海域について危機要因分析と対策の検討を実施するとともに、広く周知していく。 ○重要湿地については、今後、生物多様性の確保や湿地の保全・再生などの基礎的な情報として活用していく予定である。 		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応	今回の選定が、生態系ネットワークの核の1つとなる重要里地里山地域の保全につながり、里地里山への理解の促進や各地域毎の取組の促進・拡大につながると考えられる。		

**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	12	府省名	環境省
重点検討 項目番号	②	検討内容の 詳細記号	a)
施策等の名称	国立・国定公園の新規指定・大規模拡張		
施策等の目的・概要	風景の保護だけでなく、生物多様性の保全にも寄与する保護地域の指定を進めるため、平成19～22年にかけて、自然環境や社会状況の変化、風景評価の多様化を踏まえ、全国の自然の資質を再評価して、国立・国定公園の新規指定又は大規模拡張を検討する候補地を抽出する「国立・国定公園総点検事業」を実施し、22年10月に18地域の候補地を公表した。その結果に基づき、国立・国定公園の新規指定・大規模拡張を進める。		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度は、南三陸金華山地域を三陸復興国立公園に編入した。 ・平成27年度は、国立公園の拡張を検討する候補地である「熊野枯木灘」を、吉野熊野国立公園に編入した。 ・国定公園の新規指定を検討する候補地である「由良川及び桂川上中流域」を、京都丹波高原国定公園として新規指定した。 ・平成28年度は、国立公園の拡張を検討する候補地である「西表島及びその沿岸海域」において、西表島の全島国立公園化をはじめとした西表石垣国立公園の区域拡張を行った。 現在、国立公園の新規指定を検討する候補地である「やんばる」において、やんばる国立公園の新規指定作業を進めている。 		
施策等の予算額	<p>平成26年度(執行ベース): 65百万円</p> <p>平成27年度(執行ベース): 集計中</p> <p>平成28年度(当初予算): 76百万円</p>		
今後の課題・方向性等	国立・国定公園総点検事業の結果に基づき、順次指定や拡張等を進めており、引き続き、新たな国立・国定公園の指定または大規模拡張候補地について、検討や調整を進める。		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応			

**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	13	府省名	環境省
重点検討 項目番号	②	検討内容の 詳細記号	a)
施策等の名称	自然再生事業		
施策等の目的・概要	自然公園法に基づき、国立公園、国定公園等において行う、失われた自然を積極的に再生する自然再生事業。		
施策等の実施状況・効果	<p>平成26年度 直轄事業:7地区 交付金事業:7地区 平成27年度 直轄事業:7地区 交付金事業:5地区</p> <p>湿原の再生や森林生態系の再生、サンゴ群集の再生等を進めている。</p>		
施策等の予算額 (千円)	<p>平成26年度(執行ベース): 8,881,710千円の内数 平成27年度(執行ベース): 8,272,262千円の内数(仮) 平成28年度(当初予算): 8,113,496千円の内数</p>		
今後の課題・方向性等	引き続き、自然公園法に基づき、失われた自然環境の再生を推進することとしている。		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応	生物多様性の保全や生物相の回復を図るに当たっては、国土全体のみならず地域的視点も踏まえた生態系ネットワークの形成を進めることが重要であり、引き続き自然再生の取組を着実に進めていく。		

**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	14	府省名	環境省
重点検討 項目番号	②	検討内容の 詳細記号	a)
施策等の名称	水質環境基準の検討		
施策等の目的・概要	<ul style="list-style-type: none"> ・底層を利用する水生生物の個体群が維持できる場を保全・再生することを目的に、海域及び湖沼における底層溶存酸素量の目標設定の検討を行う。 ・海藻草類及び沈水植物等の水生植物の生育の場の保全・再生及び良好な親水利用の場を保全する観点から、透明度の目標設定の検討を行う。 		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度より中央環境審議会水環境部会生活環境項目環境基準専門委員会において審議を開始した。 ・平成27年10月に、とりまとめられた専門委員会報告について、同年12月に水環境部会において審議・とりまとめがなされ、底層溶存酸素量を環境基準とし、沿岸透明度を地域において設定する目標とする旨について12月7日付けて中央環境審議会会長から答申がなされた。 ・平成28年3月30日に「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示59号)を改正し、底層溶存酸素量を環境基準に追加した。 ・平成28年度は、告示改正を踏まえ、底層溶存酸素量の類型指定に向けた検討を行う。 		
施策等の予算額 (千円)	平成26年度(執行ベース):36,504 平成27年度(執行ベース):16,740 平成28年度(当初予算):42,619		
今後の課題・方向性等	底層溶存酸素量については、類型指定に向けた検討を行う。また、沿岸透明度については、目標値設定の考え方や設定手順等について検討を行う。		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応	特になし。		

**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	15-1	府省名	環境省
重点検討 項目番号	②	検討内容の 詳細記号	a), b)
施策等の名称	総量削減状況等モニタリング		
施策等の目的・概要	<p>東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に流入する河川の流域について、発生負荷量及び海域への流入負荷量の状況を経年的に把握するとともに、各海域の水質等について統一的な手法による調査を通じて汚濁状況を的確に把握することにより、水質総量削減の効果の評価に資する。</p> <p>【参考】水質総量削減 広域的な閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海(指定水域)において、CODについては昭和54年から、窒素・りんについては平成13年から汚濁負荷量の総量削減対策(工場・事業場に対する排出総量規制など)を継続的に実施。5年ごとに目標年度を定め、現在、第8次総量削減を検討中。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>指定水域に係る発生負荷量を的確に把握するとともに、水質の改善状況との関係を解析することにより、7次にわたる総量削減の実施状況及びその効果を把握している。</p> <p>また、新たな環境基準の検討も含め、現在の閉鎖性海域の課題に対応した新たな制度構築に向けた基礎資料として活用されている。</p>		
施策等の予算額 (千円)	<p>平成26年度(執行ベース): 57,522千円</p> <p>平成27年度(執行ベース): 66,478千円</p> <p>平成28年度(当初予算): 59,247千円</p>		
今後の課題・方向性等	<p>当該施策は水質総量削減制度が始まった昭和53年度より毎年実施している。指定水域に係る発生負荷量を的確に把握するとともに、水質の改善状況との関係を解析することは、7次にわたる総量削減の実施状況及びその効果の把握を行う基礎資料となるものであり、今後も引き続き調査を実施する必要がある。また、新たに環境基準化される底層DOの達成に向けた方策の検討も含め、現在の閉鎖性海域の課題に対応した新たな制度構築に向けた基礎資料として活用していく予定である。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘のあつた「今後の課題」への対応	該当なし		

**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	15-2	府省名	環境省
重点検討 項目番号	②	検討内容の 詳細記号	a), b)
施策等の名称	第8次水質総量削減の在り方及び総量規制基準の設定方法に係る検討		
施策等の目的・概要	<p>閉鎖性海域における水質改善に向けて、総量削減制度開始以来蓄積されてきた閉鎖性海域の汚濁負荷量データ、水質等関連データ、過去の水質予測結果等を活用し、各指定水域の現状と課題を十分に踏まえた厳密な水環境状況の評価及び将来水質の予測等を実施することにより、次期水質総量削減の制度の在り方の検討に資する。また、次期水質総量削減における汚濁負荷削減対策を検討し、発生源別の削減目標量や総量規制基準等への反映を行う。</p> <p>【参考】水質総量削減 広域的な閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海(指定水域)において、CODについては昭和54年から、窒素・りんについては平成13年から汚濁負荷量の総量削減対策(工場・事業場に対する排出総量規制など)を継続的に実施。5年ごとに目標年度を定め、現在、第8次総量削減を検討中。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>平成26年度には、指定水域における水環境の状況・変化や内部生産、底質からの溶出、外海との海水交換等から水質汚濁メカニズムの解析を行い、水質及び底質の改善を妨げている要因等の整理を行った。</p> <p>平成27年度には、水環境状況の評価及び水質将来予測を実施し、それらの結果も踏まえて、平成27年12月に中央環境審議会より「第8次水質総量削減の在り方について」の答申がなされた。</p> <p>また、第8次水質総量削減における総量規制基準の設定方法について、中央環境審議会において検討を行った。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): 34,981千円</p> <p>平成27年度(執行ベース): 21,060千円</p> <p>平成28年度(当初予算): 35,143千円</p>		
今後の課題・方向性等	<p>引き続き、第8次水質総量削減における総量規制基準の設定方法に関する検討を行い、答申を得た上で告示改正を行う。</p> <p>在り方の答申、設定方法の答申、告示改正を踏まえ、第8次の総量削減基本方針を策定する。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応	該当なし		

**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	16	府省名	環境省
重点検討 項目番号	②	検討内容の 詳細記号	b)
施策等の名称	生態系が有する防災・減災機能の活用を促進するための取組		
施策等の目的・概要	<p>気候変動による災害の激甚化や巨大地震が予想される中、人口減少やインフラの維持管理費の増大などを背景として、災害への向き合い方を再考することが課題となっている。</p> <p>生態系を活用した防災・減災は、生態系と生態系サービスを維持することで、危険な自然現象に対する緩衝帯・緩衝材として用いるとともに、食糧や水の供給などの機能により、人間や地域社会の自然災害への対応を支える考え方である。本施策は、安全で豊かな地域社会の構築のため、生態系の防災・減災機能を活用することにより、生物多様性国家戦略が掲げる「100年計画」の実現につなげる取り組みである。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>平成26及び27年度に有識者による検討会を設置し、「生態系を活用した防災・減災に関する考え方」をとりまとめた。同書では、災害リスクの低減に寄与する生態系の役割を整理し、地域が目標とする将来像を描く中で、生態系を活用した防災・減災を進める際に必要となる基本的な視点や活用手法について、事例を交えて紹介している。また、広く普及を図るため、その概要をまとめたハンドブック『自然と人がよりそって災害に対応するという考え方』を作成した。その他、平成26年には世界防災会議でのサイドイベントの開催、平成27年には専門家の国際会議への派遣を行った。</p> <p>平成26～27年度には、以下の閣議決定文書で関連する記述が盛り込まれた(一部抜粋)。</p> <p>国土強靭化基本計画(H26閣議決定) 「海岸林、湿地等の自然生態系が有する非常時(防災・減災)及び平時の機能を評価し、各地域の特性に応じて、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進する」</p> <p>国土形成計画(H27閣議決定) 「社会资本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を推進する。」「自然生態系の有する防災・減災機能も活用することにより、持続可能かつ効率的、効果的な防災・減災対策を進めることが重要である。」</p> <p>国土利用計画(H27閣議決定) 「自然環境については、開発圧力が減少する機会をとらえ、その保全・再生を図るとともに、再生可能な資源・エネルギーの供給や防災・減災、生活環境の改善等、自然が持つ多様な機能を積極的に評価し、地域における持続可能で豊かな生活を実現する基盤として、経済社会的な観点からもその保全と活用を図ることが重要となる。」「自然生態系の有する防災・減災機能も活用することにより、持続可能かつ効率的・効率的な防災・減災対策を進めることが重要である。」「自然環境の活用については、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるため、社会资本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用したグリーンインフラなどの取組を推進する。」</p> <p>社会资本整備重点計画(H27閣議決定) 「自然環境が有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとする「グリーンインフラ」について、国際的な議論や取組が活発化している状況も踏まえ、我が国においても積極的に取り組む必要がある。」</p>		
施策等の予算額	<p>平成26年度(執行ベース): 11,430,801円</p> <p>平成27年度(執行ベース): 6,992,493円</p> <p>平成28年度(当初予算): なし</p>		
今後の課題・方向性等	引き続き、ウェブサイトやパンフレット等による広報を進めることにより、生態系を活用した防災・減災の理念への理解を得ていく。今後は、防災・減災のみでなく、気候変動の影響による影響を見越した地域づくりのため、社会资本として生態系の有する機能や生態系サービスが活用できるよう、これらの評価や、具体的な事例を収集・共有するなど、地域が利用できるツールを整備し、自然資源の保全と活用の推進に資する事業を実施する必要がある。		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応			

**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	17	府省名	環境省
重点検討 項目番号	②	検討内容の 詳細記号	b)
施策等の名称	三陸復興国立公園を核としたグリーン復興プロジェクト		
施策等の目的・概要	平成24年5月7日に策定した「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」に基づき、三陸復興国立公園の創設、長距離海岸トレイル(みちのく潮風トレイル)整備、地震・津波による自然環境への影響の把握などのグリーン復興プロジェクトを実施することにより、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興に貢献するために必要な事業を実施するもの。		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・みちのく潮風トレイルについて平成28年3月までに約370kmの路線が開通。引き続き、早期の全線開通を目指す。 ・平成24年度から浄土ヶ浜や気仙沼大島等の施設を順次復旧させ、平成26年5月に震災メモリアルパーク中の浜を供用開始、7月に種差海岸インフォメーションセンターを供用開始。平成28年10月に南三陸・海のビジャーセンター、平成29年4月に石巻・川のビジャーセンター、平成28年度中にトレイルセンターを整備予定。 ・平成24年度から平成26年度まで6地域で復興エコツーリズムモデル事業を実施し、平成27年度には地域の自立的・継続的な取組となるよう、フォローアップ調査を実施。 		
施策等の予算額 (千円)	平成26年度(執行ベース):(復興特会)1490百万円 平成27年度(執行ベース): 集計中 平成28年度(当初予算): (一般)20百万円、(復興特会)880百万円の内数		
今後の課題・方向性等	長距離自然歩道「みちのく潮風トレイル」の早期全線開通を目指すとともに、情報発信拠点となるトレイルセンターや多言語に対応した標識の整備、ホームページの全面リニューアル、英語マップの作成などを行う。また、ビジャーセンターの整備を行うなど、自然体験活動を通してエコツーリズムや環境教育を推進する里山・里海フィールドミュージアム事業を実施する。		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応			

**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	18	府省名	環境省
重点検討 項目番号	②	検討内容の 詳細記号	b)
施策等の名称	生物多様性分野における気候変動の適応について		
施策等の目的・概要	平成27年3月の中環審意見具申により、気候変動の影響で生物多様性の損失や生態系サービスが低下する可能性が示され、人々の生活や産業の基盤である自然環境への影響を低減する上で、温室効果ガス排出量の削減（緩和）に加え、既に生じているまたは近い将来生することが見込まれる気候変動の影響に対し、自然や人間社会のあり方を調整する「適応」を検討するもの。		
施策等の実施状況・効果	平成26年度に、12名の学識経験者からなる「生物多様性分野における気候変動の適応に関する検討会」（東北大大学院 中静座長）を開催。その検討を踏まえ、平成27年7月、「生物多様性分野における気候変動への適応についての基本的考え方（以下「基本的考え方」）」と「当面の具体的な取組」をとりまとめ公表した。これらは、平成27年11月に閣議決定された政府全体の「気候変動の影響への適応計画」に反映されている。平成27年度には、基本的考え方を説明したパンフレットを作成した。		
施策等の予算額 (千円)	平成26年度(執行ベース):9,450千円 平成27年度(執行ベース):2,895千円 平成28年度(当初予算):4,474千円		
今後の課題・方向性等	今後は、政府全体の適応計画に基づき、具体的な考え方については生物多様性分野の基本的考え方を参照しながら、実際の自然環境施策で適応策を取り入れていく必要があるが、関係者間に重大性や深刻度などの認識にギャップがあるほか、不確実性を伴う予測結果を元に政策を決定する難しさがある。今後は、優良事例の収集の積み重ねや、特に不足している生態系サービスの影響評価や不確実な情報を元に合意形成を図る手法をパッケージ化したツールボックスの開発などにより、保護区などでの適応策の検討をモデル的に進めていくなどの具体的な取組が必要。		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応	○「生物多様性分野の適応策の検討と対策の実施」が課題として挙げられていたが、これに対し、平成26～27年度で基本的考え方や当面の取組をとりまとめるとともに、政府全体の適応計画に反映させた。 ○基本的考え方には、「生態系ネットワークの形成」や防災減災を含む「生態系を活用した適応」の推進についても盛り込まれている。		

**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	19	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	平成27年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業)のうち里地里山等地域の自然シンボルと共に生した先導的な低炭素地域づくり		
施策等の目的・概要	第四次環境基本計画の目指す持続可能な社会=「低炭素」「循環」「自然共生」が統合的に達成された社会の実現を目的として、地域の再生可能エネルギーの導入や一層の省エネの促進等の取り組みについて、基礎情報の整備や関係者を巻き込んだ事業化に向けた検討の支援、事業化に当たっての設備導入に対する支援等を行い、地域資源を最大限活用した自立的・持続的な低炭素化地域の創出を図るもの。特に当該施策については、里地里山等の保全活動と低炭素化をセットで行うことで、「低炭素」と「自然共生」の一体的な推進を目指す。		
施策等の実施状況・効果	<p>里地里山等の地域社会と密接に関わる自然環境を有する地域において、再生可能エネルギーの導入等の低炭素地域づくりのための設備導入に向けた調査の実施及び計画の策定に対して、必要な経費を支援している。平成26年度は10件、平成27年度は2件。</p> <p>地域への再生可能エネルギーの導入と地球温暖化対策地方公共団体実行計画(実行計画)等の策定をセットで行うことで、自治体の地球温暖化対策が推進されることが期待される。</p> <p>更に、当該事業においては、里地里山保全活動と再生可能エネルギーの導入をセットで行い、当該保全活動の生物多様性地域戦略等への位置付けも促す事業であることから、生物多様性に配慮すべき地域における、「低炭素化」「生物多様性保全」の一体的な推進が期待される。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース):5,300,000千円の一部</p> <p>平成27年度(執行ベース):5,300,000千円の一部</p> <p>平成28年度(当初予算):なし</p>		
今後の課題・方向性等	事業の普及を図り、地域の低炭素化と里地里山保全活動を一体的に推進する。		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応			

**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	20	府省名	環境省
重点検討 項目番号	②	検討内容の 詳細記号	b)
施策等の名称	里海の創生		
施策等の目的・概要	<p>人間の手で管理がなされることにより生産性が高く豊かな生態系を持つ「里海」の創生を促進し、人間と海が共生する豊かな沿岸環境の実現を目指す。</p> <p>豊かな里海を創生するために、生物の生息の場であり、水質浄化機能も期待される、藻場・干潟等の拡大を目指すとともに、ウェブサイト「里海ネット」、「里海づくりの手引書」等の情報発信を通じ地域における里海づくり活動の支援を行う。</p>		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度は、各地の里海づくりに関する実施数を把握するとともに、情報・事例を収集・整理した。また、藻場・干潟の分布状況を効率的に把握するための調査手法を検討した。 ・平成27年度は、平成26年度に収集・整理した各地の里海づくりに関する情報・事例を環境省ウェブサイト「里海ネット」に掲載し情報発信した。また、瀬戸内海東部における藻場・干潟の分布状況調査及び解析等を行った。 ・平成28年度は、閉鎖性海域における里海づくり活動について情報収集し、優良事例を抽出・整理・解析し、広く情報発信することで各地域における里海づくり活動の促進を図る。また、瀬戸内海中部における藻場・干潟の分布状況調査及び解析を行う。 		
施策等の予算額 (千円)	平成26年度(執行ベース): 8,316千円 平成27年度(執行ベース): 37,200千円 平成28年度(当初予算): 135,498千円の内数		
今後の課題・方向性等	今後さらに、地域における里海づくり活動を促進するためには、これから活動を開始しようとする各主体に対し、活動の効果、円滑な取組推進の要因等を事例とともにわかりやすく示す必要がある。また、藻場・干潟の分布状況を継続的に調査することが必要である。		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応	該当なし		

**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	21	府省名	環境省						
重点検討 項目番号	②	検討内容の 詳細記号	b)						
施策等の名称	名古屋議定書の締結に向けた国内措置の検討								
施策等の目的・概要	<p>生物多様性国家戦略2012-2020を踏まえ、可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、議定書に対応する国内措置を実施するために、関係省庁による国内措置検討、有識者による国内措置実施等に関する意見のとりまとめ、説明会、webページ等による普及啓発、国内措置の実施に必要な各國制度の情報収集・情報提供、国内外における遺伝資源利用に関する情報収集等を実施する。</p>								
施策等の実施状況・効果	<p>平成26年3月に有識者からなる「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」で国内措置のあり方に関する報告書をとりまとめた後に、関係者の意見を踏まえ、関係省庁による国内措置検討を進めているところ。また、説明会等による普及啓発(平成27年度は勉強会を4回、シンポジウムを2回開催)、国内措置の実施に必要な各國制度の情報収集・情報提供(各國制度の暫定訳を環境省Webサイトに公開)、国内外における遺伝資源利用に関する情報収集等を実施している。</p>								
施策等の予算額 (千円)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">平成26年度(執行ベース) :</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">9,720</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">平成27年度(執行ベース) :</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">16,098(見込み)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">平成28年度(当初予算) :</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">16,187</td> </tr> </table>			平成26年度(執行ベース) :	9,720	平成27年度(執行ベース) :	16,098(見込み)	平成28年度(当初予算) :	16,187
平成26年度(執行ベース) :	9,720								
平成27年度(執行ベース) :	16,098(見込み)								
平成28年度(当初予算) :	16,187								
今後の課題・方向性等	<p>可能な限り早期に、名古屋議定書を締結し名古屋議定書に対応する国内措置を実施するために、関係者の意見を踏まえつつ、関係省庁による検討を進め、とりまとめに向けた合意形成を目指す。また、名古屋議定書の理解を深めるために、産業界や大学研究者等に対して関係省庁による説明会や意見交換会を開催するなど普及啓発に取り組む。</p>								
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応	<p>-</p>								

**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	22	府省名	環境省
重点検討 項目番号	③	検討内容の 詳細記号	a)
施策等の名称	鳥獣保護管理の推進		
施策等の目的・概要	「ニホンジカ・イノシシの生息頭数を10年後(平成35年度)までに半減する」という抜本的な鳥獣捕獲強化対策における当面の捕獲目標達成に向け、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣として国が指定した指定管理鳥獣(ニホンジカ及びイノシシ)について、都道府県が指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画を定めて捕獲する取組に対し、交付金により支援するとともに、国立公園等の貴重な自然植生や農林水産業への被害が深刻となっているニホンジカ等の野生動物の保護・管理やそれらに係る各種調査、人材育成の一層の充実により、対策の抜本的な強化を図り、地域の活性化に貢献する。		
施策等の実施状況・効果	平成25年12月に農林水産省と共同で「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を取りまとめ「ニホンジカ、イノシシの個体数を10年後までに半減する」という目標を設定した。これらを踏まえ、平成26年5月に鳥獣法を改正し、平成27年5月に施行したところ。具体的には、都道府県が主体となって行うニホンジカ、イノシシの捕獲事業の創設するとともに、鳥獣管理の担い手を確保するため、安全かつ効果的に鳥獣を捕獲する事業者の認定制度の導入等を行った。また、ニホンジカ、イノシシの個体数推定及び将来予測を実施する等、都道府県による鳥獣の科学的・計画的な保護及び管理を強化するとともに、国立公園等におけるシカ管理体制の構築等を実施した。なお、都道府県の捕獲等事業については交付金による支援を行っており、平成27年度は33道府県(対象鳥獣:ニホンジカ31道府県、イノシシ11県)で実施しており、平成28年度は37道府県(対象鳥獣:ニホンジカ35道府県、イノシシ15県)で実施を予定している。		
施策等の予算額 (千円)	平成26年度(執行ベース):1,445,030千円 平成27年度(当初予算):1,708,790千円 平成28年度(当初予算):1,217,640千円		
今後の課題・方向性等	平成27年5月に施行した鳥獣保護管理法(改正鳥獣法)に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業によるニホンジカ、イノシシの捕獲について都道府県を交付金等で支援すること等により、「鳥獣の管理」をより一層推進する。また、狩猟者が減少し、高齢化が進んでいることから、認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲体制のより一層の強化を図る。		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応			

**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	23	府省名	環境省
重点検討 項目番号	③	検討内容の 詳細記号	b)
施策等の名称	レッドリスト・レッドデータブックの作成及び改訂		
施策等の目的・概要	絶滅のおそれのある種を的確に把握し、一般への理解を広めるため、レッドリストを作成・公表するとともに、これを基にしたレッドデータブックを取りまとめている。レッドリスト及びレッドデータブックは、我が国に生息・生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価した基礎的資料であり、野生生物の保護を進める上で多様な活用が図られるものである。		
施策等の実施状況・効果	陸域レッドリストについては、平成24年度に第4次レッドリストを公表し、第5次レッドリスト改訂に向けた検討を進めている。 平成27年度以降、生息状況の悪化等によりカテゴリーの再検討が必要な種については、時期を定めず必要に応じて個別に見直すこととしており、哺乳類の一部の種(ゼニガタアザラシ、カモシカ)についてカテゴリーを見直しを行った環境省レッドリスト2015を平成27年9月に公表した。 また、海域レッドリストについては、平成24年度から基本的な評価方針等を検討し、現在、平成28年度の発表を目指して評価・検討を進めているところである。		
施策等の予算額 (千円)	平成26年度(執行ベース): 40,000 平成27年度(執行ベース): 41,000 平成28年度(当初予算): 45,000		
今後の課題・方向性等	種の絶滅の危険度を的確に評価するため、定性的ではなく定量的評価を採用することとしたため、第5次レッドリストの見直しに向け、生息・生育状況について現地調査が必要となる。 また、平成28年度の海域レッドリスト公表後、陸域レッドリストとの統合に向けた検討が必要である。		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応	—		

**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	24	府省名	環境省
重点検討 項目番号	③	検討内容の 詳細記号	b)
施策等の名称	絶滅危惧種保全対策の推進		
施策等の目的・概要	種の安定的な存続を確保するため、環境省レッドリストにおいて絶滅危惧種 I A類(CR)または絶滅危惧種 I 類(CR+EN)に指定されている種の中で、特に絶滅のおそれが高い種から優先的に保全対策を検討している。規制による対策効果が高い種については、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定し、個体等の捕獲、譲渡し、陳列等について規制している。また、個別種の保全ガイドラインの作成や保全技術向上の検討を進め、種の状況を踏まえた効果的な保全対策に取り組んでいる。		
施策等の実施状況・効果	平成26年度には、絶滅危惧種の保全を全国的に推進するための基本的な考え方と早急に取り組むべき施策を示した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を策定した。当該戦略において、2020年までに国内希少野生動植物種を300種追加指定することを明記していることから、平成26年度には41種、平成27年度には45種を追加指定し、平成28年度以降も引き続き年間40～50種程度を指定する予定である。また、平成25年度以降、チュウヒ等について保全ガイドラインの策定を進めている。さらに、平成26年度以降、年10種程度について保全技術向上のための調査・検討を進めている。		
施策等の予算額 (千円)	平成26年度(執行ベース): 210,000 平成27年度(執行ベース): 150,000 平成28年度(当初予算): 145,000		
今後の課題・方向性等	国内希少野生動植物種は2020年までに残り214種を追加指定する予定であり、さらに積極的な個別種の保全対策の検討及び実施を進める必要がある。		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった 「今後の課題」への 対応	—		

**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	25	府省名	環境省
重点検討 項目番号	③	検討内容の 詳細記号	b)
施策等の名称	希少な野生動植物の保護増殖		
施策等の目的・概要	種の保存法に基づき指定された国内希少野生動植物種のうち、特に個体・個体群の保護増殖を図る必要のある種について、保護増殖事業計画の策定及び保護増殖事業を実施。保護増殖事業の実施に当たっては、各種の生息地における保全(生息域内保全)に加え、野生復帰を目的とした飼育・繁殖(生息域外保全)も実施。		
施策等の実施状況・効果	<p>(保護増殖事業) -平成24年度10月に新たにライチョウの保護増殖事業計画を策定し、現在トキ、ツシマヤマネコなど全49種について、生息状況調査、生息環境整備、飼育・繁殖、普及啓発などの保護増殖事業を実施中。 (生息域外保全) -トキは、佐渡島ほか5つの生息域外で飼育繁殖を進めた結果、個体数は着実に増加している。また、野生下における生息環境の整備を進めつつ、飼育下で繁殖した個体を年2回に分け放鳥を行った結果、野生下の個体数は153羽に至るまで増加した。さらには、36年ぶりとなる野生下における自然繁殖による雛も誕生している。 -ライチョウは、(公社)日本動物園水族館協会と連携し、平成27年6月に乗鞍岳で10卵採取し、上野動物園及び富山市ファミリーパークにおいて、各5卵のふ化、飼育を開始。現在は、富山市ファミリーパークにおいて3羽が成育中。 </p>		
施策等の予算額 (千円)	平成26年度(執行ベース):386,054千円 平成27年度(執行ベース):396,201千円 平成28年度(当初予算):397,922千円		
今後の課題・方向性等	<p>(保護増殖事業) -様々な保全対策の効果を検証しながら、引き続き事業の充実、強化を図るとともに、積極的な取組が必要な種を対象に、保護増殖事業計画を策定し、事業を実施する。 -一方、今後、国内希少野生動植物種の追加指定に伴い保護増殖事業を実施する種も増加することが想定されることから、特に生息状況等に改善が見られる種については、事業の終了及び効率化に向けた検討を実施する。 (生息域外保全) -トキは、引き続き、生息域外での飼育繁殖、野生下の生息環境の整備、放鳥を進め、着実な野生復帰を進める。 -ライチョウは、(公社)日本動物園水族館協会と連携を継続し、今年度死亡した個体の死因の究明を行った上で、引き続き飼育繁殖技術の確立のための取組を進める。 </p>		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応	-		

**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	26	府省名	環境省
重点検討 項目番号	(3)	検討内容の 詳細記号	c)
施策等の名称	外来生物法の適切な運用及び外来種対策の主流化に向けた取組		
施策等の目的・概要	<p><外来生物法の適切な運用> 特定外来生物の飼養、輸入等について必要な規制を行うこと等により、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止する。</p> <p><外来種対策の主流化に向けた取組> 特定外来生物以外も含む外来種の取扱い等に関する国民の関心と理解を深めるとともに、愛知目標の個別目標9の達成に向け、日本における侵略的外来種の特定等を進める。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p><外来生物法の適切な運用></p> <p>○平成26年6月に、以下の事項等を新たに規定した改正外来生物法が施行された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物が交雑して生じた生物の特定外来生物への指定を可能とする。 ・輸入物資に付着・混入している特定外来生物の消毒方法の基準を定めるとともに、環境大臣等が輸入者に対し消毒等の措置を命令を可能とする。 <p>○平成26年4月～平成27年12月の間に、交雑種3種類を含む計8種類の特定外来生物を指定した。平成28年3月現在、計110種類の特定外来生物が指定されている。</p> <p><外来種対策の主流化に向けた取組></p> <p>○国内由来の外来種、特定外来生物以外の外来種等も含む429種類の外来種について、「我が国の生態系等へ被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」として、農林水産省とともにとりまとめた(平成27年3月)</p> <p>○各主体がさまざまな社会活動に外来種対策の観点を盛り込み、計画的に実施するようにしていくための基本的な考え方、国、地方自治体、民間団体、企業、研究者、国民等の多様な主体が独自もしくは連携して外来種問題に取り組むための行動指針、それらを踏まえた国の行動計画等を示した「外来種被害防止行動計画」を農林水産省及び国土交通省とともにとりまとめた(平成27年3月)。</p>		
施策等の予算額 (千円)	平成26年度(執行ベース):24,000千円の内数 平成27年度(執行ベース):26,000千円の内数 平成28年度(当初予算):40,000千円の内数		
今後の課題・方向性等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年3月に作成した「生態系被害防止外来種リスト」を踏まえ、特定外来生物の指定を進める。平成28年には、被害の未然防止の観点から指定を検討中。 ・地方自治体、国民等に対し、「生態系被害防止外来種リスト」と「外来種被害防止行動計画」に関する関心や理解を深めるための普及啓発等を進める。 ・さらに、リスト・行動計画を踏まえ、計画的かつ効果的な防除の推進及び外来種についての地方公共団体等との情報共有を行う。 		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応			

**第四次環境基本計画「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	27	府省名	環境省
重点検討 項目番号	(3)	検討内容の 詳細記号	c)
施策等の名称	優先度の高い外来種の防除の実施		
施策等の目的・概要	生物多様性保全上重要な地域における外来種や、侵入初期の外来種等について、国が直轄で防除を実施するとともに、地域による外来種の防除を推進することで、日本の生物多様性保全を図る。		
施策等の実施状況・効果	生物多様性の保全上重要な地域における外来種の防除としては、奄美大島及び沖縄島やんばる地域においてアマミノクロウサギやヤンバルクイナ等の絶滅危惧種に対して捕食等の被害を及ぼしているマンガース等の防除事業を実施した。さらに、侵入初期の外来種の緊急防除としては、日本では対馬のみで確認されているツマアカスズメバチや、近年急速に琵琶湖において分布を拡大し生態系等への被害を及ぼしているオオバナミズキンバイ等の防除事業を実施した。また、広域に分布する外来種の対策としては、アライグマなど広域に分布する外来種の防除手法などの検討・マニュアルの作成や外来種の分布状況や防除手法に関する情報の共有のために、地方ブロックごとに外来種に関する連絡会議を開催した。		
施策等の予算額 (千円)	平成26年度(執行ベース):431,600千円 平成27年度(執行ベース):450,900千円 平成28年度(当初予算):485,615千円		
今後の課題・方向性等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年3月に策定した生態系被害防止外来種リスト・外来種被害防止行動計画を踏まえ、計画的かつ効果的な防除を推進する。 ・外来種の防除手法や生息情報等について地方公共団体等と情報共有を行い、連携及び役割分担をして、対策の推進を図る。 		
第2回点検(平成26年)で指摘のあった「今後の課題」への対応	-		